

家庭教育の在り方に関する一試論

—先哲に学ぶ—

岩 崎 次 男*

キーワード：家庭教育／幼児教育／教育史

Key Words: home education, early childhood education, history of education

はじめに

この20年あまりの間に、一方で少年犯罪が多発し深刻化し、他方で子ども虐待が頻発している。その前後にそれと平行しながら、校内暴力や家庭内暴力等が報ぜられ、学級・学校崩壊や家庭崩壊という言葉が登場したりした。

これらのいとおしい社会的現象は、主として高度経済成長とともに生じてきた、家族の変貌による家庭の教育力の衰退のせいとみられ、後にみるように、その回復・改善のためのさまざまな提言が行われてきた。

ここであえて家庭の教育力の「衰退」と呼ぶのは、それが家族そのものの変貌とかかわり、単に程度上の「低下」と言ってよいものかという疑問からきている。今や家族は、欧米諸国からの報告をみると、世界的に大きく変貌しつつあり、わが国も、程度の上で違いはあるものの、例外ではない。

そしてこの家庭の教育力の衰退は、共同社会（心のつながりをもった社会）としての地域の崩壊の進行ともかかわりがあると指摘され、共同社会としての地域の再生、及びその一つの有力な手段ともなりうる地域による家庭育児・教育に対する支援が論じられてきた。

このような今日の問題状況を念頭におきながら、この論文は執筆される。これはこの状況に

An Essay on the Ideal Way of Home Education—Learning from Great Educators—

* Tsugio Iwasaki

Correspondence Address: Faculty of Human Studies, Bunkyo Gakuin University,
196 Kamekubo, Oimachi, Iruma-Gun, Saitama 356-8533,
Japan.

Accepted September 29, 2003. Published December 20, 2003.

対して直接の解答を試みる対症療法的なものではない。筆者は、せまく限定して言えば、幼児教育史を専攻する者であるから、その立場から上述の問題状況に迫ってみたい。それが「先哲に学ぶ」という副題を付した所以である。

このテーマで論文を書こうと思った端緒は、二つある。一つは、1998年9月、日本ペスタロッチー・フレーベル学会第16回大会におけるシンポジウム「近代家庭教育論再考—ペスタロッチー・フレーベル・モンテッソーリから何を讀みとるか—」の司会を引き受けたことである。多くの例にもれず（?）、このシンポジウムでの討論を深め、今日にとって有意義なものにすることができなかった反省をふまえて、筆者なりに若干近代家庭教育論の再考を行ってきた。このことが、前に述べたことと重なるが、直接副題と関係している。

二つ目は、2000年5月、日本保育学会紀要『保育学研究』第40巻第1号（2002年）の特集テーマに「幼児期の家庭教育」が挙げられ、論文募集が行われたことである。心をやや動かされ、準備を若干進めたが、時間的余裕がなく断念した。このいきさつもあって、この論文は、表題には記さなかったが、「幼児期を中心とする」ものになっていることを、予めお断りしておきたい。

なお、見出しは下書き終了後、読みやすさの観点から付加したものである。したがって、その範囲の文意を適切に代表しているかについて、問題があるかもしれない。これも予めお断りしておきたい。

この先哲に学んだ家庭教育論が、はたして時空をこえて、今日有意義なものになっているであろうか。また、この先哲からの学びがはたして正しい学びになっているであろうか。読者の批判に待たなければならない。

I. 家庭の教育力衰退にかかわる問題状況

子どもをめぐる状況と家庭教育 校内暴力、家庭内暴力、学級崩壊、いじめ等にはじまり殺人に至る、少年非行をこえて少年犯罪とまで呼ばれる諸事件の頻発と深刻化は、スクールカウンセリングの導入、やがては少年法の改正を招いたが、それでも目に見える衰えを見せていない。あるいは、さらに深刻化し低年齢化していると思われる。

学級崩壊の最大の原因については、1999年秋の日本PTA全国協議会のアンケート調査によれば、家庭教育力の低下を挙げる者が、PTA会長58.4パーセント、校長45.7パーセントと、他の諸原因を断然引き離してトップであったということである。⁽¹⁾ また、少年犯罪については、「17歳犯罪」ということで第一学習社が「第一ゼミ」受講生（高校三年生）を対象にしたアンケート調査によれば、8割弱の者が「親、家庭」に問題があるとしたということである。⁽²⁾

また、子ども虐待もその多発と深刻さのために、ついに児童虐待防止法の制定をみたが、それによってそれは減少したと言えるであろうか。総理府の1993年の「青少年と家庭に関する世

論調査」によれば、家庭の教育力の低下の理由として、「しつけや教育に無関心な親の増加」を挙げた人が35.0パーセントいたということであるが、場合によっては、子どもの生命の尊さの自覚をもたないで、親になった人たちもいるであろう。ましてや子どもの人格の尊厳に思い及ばないで、親になった人たちもいるであろう。

さらに、核家族の増加と、そこにおける親の育児の経験と知識の不足からくる自信及び心のゆとりの喪失、専業主婦（母親）の孤独等がこれまでも指摘されてきた。また母親の就労、とりわけパート就労の増大と、それによる親子の温かい接触時間の大幅な減少も指摘されてきた。もちろんこのことについては、マイナス面を克服する一部の母親、いな両親の自覚的な努力も報告されてきている。

少子化・地域の変貌 急激な少子化を迎え、国や地方自治体挙げての家庭の子育て支援の施策や実施のための努力にもかかわらず、上述のような子どもをめぐる状況はなかなか克服できないばかりではなくて、少子化そのものについても歯止めがきかないし、出生率を少しでも回復するめどすらたない。

そこには、家庭の子育て支援に主として取り組むべき地域が、人々の地域間移動によって、それに戦後の個人主義的自由主義の観念が加わって、地域の人々の心の結びつきによって共同福祉を大切に共同社会としての実体を失いかけている実情がある。行政の後押しによってあるいは自主的にあちこちに生まれつつある、地域の子育て支援の組織や運動は、あるいはそれらを突破口に共同体としての地域の再生につながるであろうか。

ついでに言えば、少子化については、戦前とは異なり、出産についての夫婦の決定権、さらに言えば妻の決定権が大きくなった結果とも言え、女性の地位向上を示す面ももっていることを指摘しておかなければならない。

また、世界に類例をみないこの急激な少子化は、わが国では婚外子が1パーセントであるのに対し、欧米では50パーセントに迫りあるいはそれを越えようとしている事情の違いによること⁽⁴⁾が大きいであろう。このことはわが国の青少年を含めての人々の健全な考え方を示すものと言えようが、その背後には歴史的に培われてきた結婚観や社会システムの違いがあるであろう。

少子社会においては、増加がみられるとはいえ、ごく少数にとどまる子ども虐待があるにせよ、大勢としては過保護や過干渉の親の増加が考えられる。このことを、前述の総理府の世論調査がよく示している。

国際比較調査にみる家庭教育 過保護の姿が、日本女子社会教育会の『家庭教育に関する国際比較調査報告書』の中の、「子どものしつけは（わが国が）6か国中最も甘く、基本的な生活習慣や自立のためのしつけが弱い。特に男の子に対するしつけの甘さがみられる」という指摘⁽⁵⁾になるであろうか。最近パラサイト・シングルという言葉で呼ばれる社会的現象も、このことの一つの現れであろう。

過干渉にしても、他の子どもとの相対的な比較に目を奪われ、間違った早教育や主知的な学習の押しつけに走りがちであるように思われる。そこに、あのおぞましい、いわゆる「お受験

殺人」なるものが起こる土壤があるであろうし、前述の国際比較調査における15歳時の男の子の自立度の、わが国の最低値が現れてくる原因の一つがあるのではないか。

これとの関連においてみる場合、日本青少年研究所が1995年11月頃行った、日・米・中の3国の高校生の国際比較調査は注目すべきものである。この調査では、「体が不自由になった親は子どもに介護されることを喜ぶか、残念に思うだろうか」という問いに、「とても喜ぶだろう」がわが国30パーセント、中国70パーセント、米国67パーセントであったこと、また、「親孝行は称賛すべき」という意見に、「まったくそう思う」はわが国35パーセント、中国78パーセント、米国38パーセントであったこと、さらにまた、「どんなことをしても親の面倒をみたい」はわが国16パーセント、中国66パーセント、米国46パーセントであったことが示されている。上にみるように、これら3項目においてわが国は最低値であった。

他方、老人介護については「子どもなど家族が面倒をみるべき」が、中国77パーセントについて、わが国が71パーセントであった。私たちはこの調査結果をどのように考えたらよいであろうか。この研究所の千石保所長は、「日本人が昔ほど親子関係に執着しない半面、ドライにもなりきれない揺れの心を抱いている様子がうかがえる」として⁽⁶⁾いる。

教育の最大課題の一つとしての家庭教育 このような状況の下で、前述の1993年の総理府の世論調査では、「最近では家庭のしつけなど教育する力が低下している」との見方があるがどう思うかとの問いに、「全くその通り」と答えた人が31.2パーセント、「ある程度そう思う」は43.9パーセント、合計75.1パーセントに達した。5年前（1988年）の回目の調査と比べて、「全くその通り」16.8パーセントのほぼ倍増、合計の63.3パーセントに対し11.8ポイントの上昇、と報じられている。

また、同じ総理府の1997年の、学識者や上場企業経営者らを対象とするアンケート調査では、教育問題として改善すべき点として、「家庭のしつけ」がトップに挙げられたということで⁽⁷⁾ある。

II. 家庭教育の在り方に関するこれまでの提言—中教審答申を中心に—

このような問題状況に対し、その分析に立って、家庭の教育力の回復のためのさまざまな提言がなされてきた。ここでは、その時点までの諸提言や委員等複数の人々の意見が、政府の立場に立ってではあるが、比較的に取り入れられ集約されている中教審答申等を取りあげてみよう。

昭和61年の臨教審第二次答申 まず、昭和61年4月の臨教審第二次答申では、「家庭の教育力の回復」という見出しが掲げられ、家庭を「生涯学習の原点」として位置づけ、「家庭教育の意義」と「家庭教育の活性化」の二節にわたってやや詳細に提言している。なお、「生涯学習」というのは、第一次答申で新しく提起されたものであった。

平成8年の中教審答申 第二に、平成8年7月の中教審答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方」では、一つの章として「これからの家庭教育の在り方」を掲げ、「子どもの教育や人格形成に対し、最終的な責任を負うのは家庭であ」としている。そして、この章を「これからの家庭教育の在り方」と「家庭教育の条件整備と充実方策」の2項目に分けて述べている。

後者では、「家庭教育の具体的な充実方策」の下で「(a)家庭教育に関する学習機会の充実」、「(b)子育て支援ネットワークづくりの推進」、「(c)親子の共同体験の機会の充実」、及び「(d)父親の家庭教育参加の支援・促進」の4つの小項目を挙げ、やや詳細に論じている。

平成10年の中教審答申 第三に、平成10年6月の中教審答申「幼児期からの心の教育の在り方について」が挙げられるであろう。この答申は「第2章 もう一度家庭を見直そう」を設け、今日の家庭「教育の問題は座視できない状況になっている」という立場にたって、これまでの中教審答申類の中で一番詳細に家庭教育について論述している。おそらく今後も、これ以上詳細な家庭教育論は出てこないのではなかろうかと思われるほどである。ついでに言えば、この家庭教育の提言は、コラムで述べられた、かつての「コンテナ家族」、そして今日ややもすると陥っている「ホテル家族」から、家族一人一人の人格の尊重の下での温かい心の交流が行われる「ネットワーク家族」へ転換・発展するべきであるという言葉によって、注目を引くものであった。

さて、上述のように詳細に論じられた提言であるから、やや立ち入ってみてみることにしよう。ここでは、「①家庭の在り方を問い直そう」、「②悪いことは悪いとしっかりしつけよう」、「③思いやりのある子どもを育てよう」、「④子どもの個性を大切にし、未来への夢を持たせよう」、「⑤家庭で守るべきルールをつくろう」、「⑥遊びの重要性を再認識しよう」、「⑦異年齢集団で切磋琢磨する機会に積極的に参加させよう」という、七提言がなされている。さらに、これらの提言のそれぞれにおいて、細かい、しかし重要と思われる、具体的な提言を行っている。前者の七提言を大提言とするならば、この後者の提言は小提言と呼んでもよいであろう。

それを、第一の大提言「家庭の在り方を問い直そう」でみると、つぎのようになる。

- (a) 思いやりのある明るい円満な家庭をつくろう。
- (b) 夫婦間で一致協力して子育てをしよう。
- (c) 会話を増やし、家族の絆を深めよう。
- (d) 家族一緒の食事を大切にしよう。
- (e) 過干渉をやめよう。
- (f) 父親の影響力を大切にしよう。
- (g) ひとり親家庭も自信を持って子育てをしよう。

家族一緒の食事の(d)提言は原案になかったが、審議の経過の中で多くの人々の意見と賛同によって挿入されたと聞いている。このように開かれた審議はだいじなことである。少なくとも一日一食は共に食事をということは、今日ではなかなか困難であろう。せめて一、二週間に

一度は家族一緒にの食事を心掛けるようにしたいものである。ドイツの20世紀最大の文豪トーマス・マンがなによりも家族一緒にの食事を大切にし、彼（父親）を中心とする食事の団欒と節度、具体的には、食事が終わっても各自勝手に席をたつのではなく、みんなで「ごちそうさま」と言葉に出して感謝するという話は、まことに印象的である。⁽⁸⁾

平成12年の中教審報告 第四に、平成12年4月の中教審報告「少子化と教育について」では、「子どもは社会の宝」の言葉が前面に掲げられ、その観点から「『社会全体で子どもを育てていく』ことが大切であるという考え方」が強調されている。

「国の宝」と言わなくて「社会の宝」と言っているのが、味噌である。⁽⁹⁾というのは、前者であれば、国家主義的ニュアンスが強くなるからである。子どもをもちろん親の子であると同時に、「社会の宝」あるいは「社会の子」であるにとらえ、その観点から育児・保育及び教育を制度的にも財政的にも社会の責任として考えていこうとする立場は、世界史的にみると、もともと社会主義的な考え方のものである。

この報告では、「家庭教育の役割と具体的方策」という一節が設けられ、「家庭教育は……すべての教育の出発点である」と述べられ、また「子どもの教育や人格形成に対し最終的な責任を負うのは家庭である」と、平成8年の中教審答申の言葉を繰り返している。

平成12年の教育改革国民会議報告 最後に挙げておきたいのは、同年12月の「教育改革国民会議報告—教育を変える17の提案—」である。この17の提案のうちの第1のものが、「教育の原点は家庭であることを自覚する」である。そして、「親が人生最初の教師である」ことの自覚が、強調されている。具体的な提言として、各家庭で「しつけ3原則」のようなものをつくろうとか、「教育の日」を設けようとかが掲げられている。

III. 先哲に学ぶ家庭教育の在り方

これまで家庭の教育力衰退の今日的な問題状況を考察し、その中から出されてきた、ほぼ中教審答申に限定されたものであるが、家庭の教育力の回復・再生のための諸提言をみてきた。

さて、これから考察する「先哲に学ぶ家庭教育の在り方」については、時空を遠く離れた先哲の思想であるだけに、どれだけ今日学ぶことができるであろうか。今日の問題状況や諸提言とかみ合うことができるであろうか。いささかでもそれらに迫ろうとする観点から、一つ一つテーマを掲げて考察した。

1. 家庭教育は教育の原形である

教育の原形と教育の原点 家庭教育は教育の原形であるという言葉で真っ先に思い出されるのは、誰よりも家庭教育の意義の深さに思いをいたしたJ.H.ペスタロッチーである。

この言葉と「家庭教育は教育の原点である」という言葉は、異なるように思われる。後者の

場合、教育の始点、換言すれば出発点は家庭教育であるから、家庭教育がしっかりしなければ、その後の一切の教育が成果をあげないことになる。だから、家庭教育よ、しっかりして下さいという意味になるのではなからうか。そして、家庭の教育力が衰退していると言われている今日、このような意味で「家庭教育は教育の原点である」という言葉が使われているように思われる。

前者の場合、すなわち「家庭教育が教育の原形である」と言われる場合、家庭教育は最もすぐれたものであるから、他のすべての教育はこのすぐれた家庭教育を模範とし、そのすぐれた点を取り入れていくべきである、ということになるであろう。

ペスタロッチーは『シュタンツ便り』(1799年)の中で、「家庭教育のもつ長所は公教育によって模倣されなければならない、公教育は家庭教育の模倣によってのみ人類のために何らかの貢献をなしうる⁽¹⁰⁾」と述べている。この場合の「公教育」というのは、学校、あるいはもっと広く、保育所とか児童養護施設とか等々を含めて、社会に設けられている教育的機能をもつ一切の施設で行われる教育を指すものと考えてよいであろう。

親心・子心 それでは、ペスタロッチーの考える家庭教育の長所とは何か。まず心に浮かぶのは、彼の根本思想を表明したと言われる『隠者の夕暮』(1780年)の冒頭の言葉、「神の親心、人間の子心。君主の親心、国民の子心。それがすべてのしあわせのもと⁽¹¹⁾」である。これを学校にかかわって言えば、「教師の親心、子どもの子心。それが成果を挙げ、子どものしあわせを保障する教育のもと」ということになるであろう。

ここでのペスタロッチーの真意は、子心の強調ではなくて、親心の強調である。神が親のような気持ちで人間のことを何くれとなく心配している。そのような神の存在を知って、人間は親を慕う子どものような気持ちになって神を慕い信仰するにいたる。為政者が親のような気持ちをもって国民の生活と安全について日夜心を痛め、私心を排して政治に専心している。そのような為政者の存在を知って、国民は彼らに全幅の信頼を寄せ服している。このように親心と子心が支配している社会に、一切の幸福の条件が整っている、というのである。まず、親心ありきである。その結果、子心が生じてくるのである。この点が、わが国のかつての、なによりもまず忠孝(子心)を要求した家族主義的国家観と根本的に異なるところである。

それでは、親心・子心とは具体的にどんなものであろうか。

母の乳によってみち足りている赤ん坊は、この真理への道によって、彼にとって母親が何であるかを学び、そしてこの真理への道は、この幼き者が、まだ義務だの感謝だのという言葉を口にすることができない年頃に、彼の心のうちに感謝の本質である愛の心を生じさせる。また父親の分けてくれるパンを食べながら、父親と一緒にいろりばたで火にあたっている男の子は、同じくこのような自然の道によって、子としてのつとめのうちに自分のほんとうのしあわせがあることを知る⁽¹²⁾。

私の子どもが、私の手からもらって食べるパンの一きれが、彼の子心を育てるのであ

て、私が彼の将来のことを考えて夜もおちおち眠らないで心配しているということを聞かされてびっくりすることで子心が育つのではない。私の（わが子のためにする）行為について、あれこれと勿体らしくあげつらうのは、ころなきしわざである。そうしたことは子どもの心をあやまり導いて私から遠のかせかねないものである。⁽¹³⁾

親心というのは、子どもについてどれだけ心配し、そのためどれだけ親としてのつとめをはたしているかを、ると子どもに説明したり、そこから子としてのつとめを説教したり、ましてや愚痴をこぼしたりすることではない。家族の日常生活の中で現れてくる親の態度や行動によって表現されるものというわけである。例えば、子どもが病気になれば、場合によっては、夜も眠らないで看病にあたる母親、家族の生活を支えるために外で働いて、そして帰ってきて一緒に夕食の食卓を囲みながら、外であったことや見聞したことを語っている父親。このようなことの積み重ねの中で、子どもに子心（親への愛と信頼）が自然と生まれてくるというのである。

これが、第一に、ペスタロッチーの主張する家庭教育の最大の長所である。したがって、前にも示唆したように、公教育においても師弟の人間関係がこの親心と子心の関係を基盤にしてこそ、その公教育は成果を挙げ、子どものしあわせを保障するものとなるというのである。だから彼は、シュタンツの孤児院の指導者であった時、次のように語るのであった。

私の心は私の〔預かっている〕子どもたちのもとにあり、子どもたちの幸福は私の幸福であり、子どもたちの喜びは私の喜びでしたが、このことを私の子どもたちは、朝早くから夜遅くまで、いつなんどきでもきっと私の額の上に読みとり、私の唇の上に予感したでしょう。⁽¹⁴⁾

母性と父性 ところで、今日母性とか父性とか言われるが、ペスタロッチーはこのことをどのように考えていたであろうか。母性については、彼は「母親の眼」ということで考え、それは「四六時中、わが子の心的状態のどのような変化でも、子どもの眼と口もとと額とに確実に読みとる」と述べ、子どもへのこまやかな注意と慈しみと受けとっているように思われる。父性については、「父親の力」ということで考え、それは「家庭関係の全範囲にまでいきわたることによって生活全般を活気づける」と語り、家族の生活を支え、家庭生活の秩序を築き、家庭生活を発展させる力というふうに考えているように思われる。

生活教育 ペスタロッチーの考える家庭教育の長所は、第二に、生活教育である。それは家庭生活を中心として、生活の中で、生活のために、生活をつうじて行われる教育である。この教育ほど、生活から遊離した、記憶主義的教育にくらべて、子どもの力を強め、知識以上の知恵を育てるものはないというのである。「生活が陶冶する」(Das Leben bildet) は、ペスタロッチーの教育思想の基本をあらわす有名な言葉である。

彼は「親心が統治者を教育し、兄弟心が国民を作る」と述べた後、次のように語っている。

父の家よ、汝は道徳と、その国民を育てる学校である。⁽¹⁵⁾

「父の家よ」という言葉にはいささか抵抗を感じるにしても、この一文の重みを噛みしめて、

われわれの一部の間で失っている家庭教育の自然的な長所を、人為的に回復・再生させるために努力する必要があるのではなからうか。

2. 親の教育の権利と義務

西ドイツの憲法 1980年、幼児教育に関する国際比較史的研究をテーマとして文部省の在外研究で西ドイツに行った折、ちょっと奇異に感じたことがいくつかあった。その一つはこうである。

自分の子どもたちをその地の幼稚園に入れ、よく観察に出かけたものであるが、幼稚園に在籍している子どもが欠席して、幼稚園に接している野原で元気に遊んでいる。そして幼稚園内にいる子どもたちと、大きな声で話し合っている。なんでも今日は、お母さんが家にいるというふうなようである。また、やはり幼稚園に在籍している子どもが、午前欠席して、母親と一緒に幼稚園の庭の垣根に沿った道を買物に出かけている。そして幼稚園内の子どもたちや先生と声をかけ合ったり、先生はまたその母親と話し合ったりしている。

何の届け出もなく、幼稚園は自由に休めるようだ。聞くところによれば、家に母親か子どもの世話をする者かがおれば、自由に休めるということのようである。あらためて幼稚園の規則を読みなおしてみると、「3日をこえて休む場合は、届け出る」とあるではないか。3日以内であれば、無断で休むことができる、2泊3日の突然の旅行も、午前欠席して午後出席することも自由なのだ。こんなことで、このシステムを時々利用した。

このようなことが、当時のわが国で可能であったであろうか。西ドイツではどうして可能であろうか。この国の幼稚園がわが国の保育所のような児童福祉施設であるからであろうか。我が国の保育所は3日以内であれば、欠席自由であろうか。

西ドイツの憲法にあたる基本法をみてみた。⁽¹⁶⁾その第4条には、「子どもの世話と教育は親の自然の権利であり、なによりもまず親に課せられた義務である」とあった。「世話と教育」(Pflege und Erziehung)という言葉は、我が国の「保育」にあたるものとしてよく使われる。英語のcare and educationにあたると考えてよいであろう。

「自然の権利」とは、他の何ものにも優先する権利ということであろう。したがって、上の条文は、子どもの保育は他の何ものにも優先する親の権利であり、まず第一に親に課せられた義務であるということになるであろう。3日以内の欠席の自由は、このような考え方を基本にして生まれてきたものであろうか。こう考えて、筆者の気持ちは少し落ちついた。

ロックの市民政府論 このことで思い出すのは、イギリスの名誉革命後の市民社会の理論的建設に貢献したJ.ロックである。彼は「市民政府に関する第二論文」(1690年)において親の教育権と教育義務について言及し、親が子どもに対して教育義務を果たすために教育権を与えられている、としている。さらに、親の教育権は子どもの自然権としての教育(請求)権に基づいている、と主張している。

教育権(the right of tuition)は父権に属する特権というよりもむしろ子どもの特権で

あり、親の義務である。⁽¹⁷⁾

子どもの保育（the nourishment and education）は子どもの利益（their children's good）のために親に課せられた義務であり、なにものといえども親をこの保育の義務から免除することはできない。⁽¹⁸⁾

したがって、ロックによれば、親の教育権は内容上では「子どもの利益」のために行使されなければならないし、また子どもが成人するまでという年限上の制約もついている。それは、子どもが人間として自由なる者及び平等なる者として生まれてきているという前提、しかしその前提をみたま能力を現実にはもっていない、だからその能力をもつように教育する必要があるという根拠からきている。

このような主張をもつこの論文が書かれてから長い年月を経て、この主張の対象が上層市民層に限られていたロックの限界を克服し、欧米の自由主義諸国、とりわけ西ドイツの現在の考え方に血肉化していった、と考えられてよいのではなかろうか。これとのつながりで、1989年国連総会で採択され、今日世界の多くの国が批准している児童権利条約も考えられるのではなかろうか。そこでは、子どもに関するすべての措置において「子どもの最善の利益」（the best interests of the child）が主として考慮され、子どもの養育及び発達に関して親が「第一義的な責任」（the primary responsibility）を有し、国は親の指導の責任、権利及び義務を尊重する、とされている。

人間神性論 ロックが子どもに対する親の保育の責任の重大さを説くにあたって、子どもは親が創造したというよりも、神が親を通して創造した、したがって親の保育責任は神に対するものであると主張していることに注目したい。⁽¹⁹⁾ 当時においては、これ以上の責任の重大さの指摘はないであろう。

このことは、幼稚園の創立者F.W.A.フレーベルにおいて一層強調される。万物、とりわけ人間は神の似姿として神によって創造されたものである。したがって、万物、とりわけ人間の本質は神的なものである。ここから彼は、親の保育者としての責任は神、人類及びその子に対するそれであると説く。⁽²⁰⁾ 私たちはここに、古来洋の東西を問わず、子どもは神からの授かりものである、だから大切に育てなければならない、という考えをみることができるのではなかろうか。

3. 子ども理解の重要性

人間の悪 人間の本質が神的であるというフレーベルの人間神性論は、人間本性の善性と人格の尊厳を説くものであるが、それでは、なぜ現実に人間の悪は存在するのであろうか。それを、彼は、もともと善いものであった人間の本質、すなわち内面的なものが損傷された結果であると語る。

ついでに言えば、ここから、つまり損傷は後天的なものであるから、人間は幼ければ幼いほ

ど損傷を受けることは少ない。したがって彼の児童観は、人間神性論というよりも児童神性論であると言われることになる。但し、筆者はこれをさらに乳幼児神性論と名づけていたりしている。

それでは一体、どのようにして人間の内面は損傷されるか。それは、子ども時代における親、教師及びまわりの人々、とりわけ親による子どもの誤解と、それにもとづく間違った取扱いや教育が積み重なる中で生じてくる、というのである。したがって、子どもの内面理解は大変困難であるが、極めて重要であるというわけである。

逆推論による子ども理解 そこで、子ども理解は慎重に行われなければならない。彼は子ども理解にあたって、逆推論の方法ともいうべきものを推奨する。子どもの内面は、子どもの外に現れたものから推察されるが、この推察が直線的に行われることに、多くの子どもの誤解の原因があるというのである。ここから、彼は推察が単に直線的にではなくて、逆推論的にも行われることが必要であると説く。

外見からすれば善良にみえる子どもが、内心は善くないこと、すなわち自分の決断によってあるいは善に対する愛・尊敬・承認から善いことを行おうとしていないことが、よくある。ところが、外見からすれば粗野で強情でわがままな、したがって善良にみえない子どもや少年が、自分の決断をもって善いことを行おうと努める、極めて活発で熱心な強い意欲を内面に秘めていることが、よくある。外見からすればぼんやりした者にみえる少年が、どのような外的なものにも注意をそらさせない、確固とした不動の考えを内心に秘めていることが、よくある。⁽²¹⁾

このように、フレーベルは逆推論の児童観察法まで主張して、子ども理解の重要性を訴える。それは、子どもの内面の損傷、換言すれば子どもが悪に陥っていることが明白に認められる場合、子どもの取扱い方及び教育の在り方が根本的に異なってくるからである。

二つの教育原理 フレーベルの名著『人間の教育』(1826年)には、つぎのように述べられている。

教育は本来必然的に受動的、追隨的(保護的すら)なければならないのであって、決して命令的、干渉的⁽²²⁾であってはならない。

これが教育の第一原理である。しかし子どもの内面の損傷、換言すれば悪への傾向が明々白々になった場合、教育の第二原理である命令的、干渉的教育が厳しく行われることになる。

4. 共同生活こそ真の教育である

連続的発達観 フレーベルの発達観の一つに、乳児→幼児→少年→青年→……という、至極当たり前のような連続的発達観がある。実は、この当たり前のような発達観が世の中の人々に子どもの教育とかかわって自覚され、重く受け止められていないために、フレーベルによるこの発達観の強調がなされたのである。この発達観は、彼の二つの教育的要請に密接につながり、その根拠になっている。

尚早教育の否定 一つは、時期尚早の教育の否定である。例えば、幼児は幼児に向かって教

育されるべきであって、少年や青年や成人に向かって教育されるべきではない。換言すれば、幼児に充実した幼児期を過ごさせることによって、すなわち幼児を成熟した幼児にまで教育することによって、結果的に、次の少年期の十分な発達が用意される。

このフレーベルの要請は、すでにJ.-J.ルソーが『エミール』（1762年）の中で、子どもを「成人」（un homme fait）に向かってではなくて、「成童」（un enfant fait）⁽²³⁾に向かって教育すべきである、と説いた成童説と同じ軌跡の上にある。

共同生活の回復・拡大 二つめは、連続発達観に立てば、大人と子ども、青年と少年等々の間に共通の基盤があるということである。したがって、大人と子ども、青年と少年等々の間に厳しい境界を設けなくて、大人による子ども理解、青年による少年理解等々、一般に年長者による年少者理解に立って、共に生活する領域をできるだけ拡大するべきである。換言すれば、人間という共通の基盤に立って、大人あるいは年長者は自分の子ども時代あるいは年少者時代を思い起こし、その時自分は何を感じ何を思ったか等々に思いを馳せ、彼らとの共同生活を⁽²⁴⁾できるだけ拡大するべきである。

この子ども理解の方法についてのフレーベルの主張は、まだ児童心理学の発達していなかった時代であるからやむをえないと言うべきか、それともその発達をみている今日でも重要であると言ってよいであろうか。

母親の役割・父親の役割 乳児期と年少幼児期には、母親は他の誰にもまかせておけないような気持ちをもって、また健康な子どもの成長を神に祈るような気持ちをもって、世話と教育の主役を果たす。そして母親は乳児に父親、次いで兄弟を仲介し結びつける。

幼児期に入り成長するにつれて、父親の出番になる。子どもは父親が眼のとどくところで行っている仕事を手伝いたがったり真似したりしたくなったり、またいろいろさく質問したがつたりする。フレーベルは「父親の仕事があらゆる人間の知識の習得のための起点を与える」と述べ、次のように父親に向かって呼びかける。

子どもを不親切に退けないがいい。あなたがたのもとから子どもを追い払わないがいい。彼のしつこく繰り返す質問に、わずらわしい顔をしないがいい。頑固に追い払ったり、追いつたりする言葉をつくごとに、あなたがたは生命の木の若芽、成長しようとする衝動⁽²⁵⁾を破壊している。

そして彼は、子どもの指導は「父親の義務」（Vaterpflichten）であり、そこから「高尚な喜び」や「楽しみ」が父親に訪れると語る。

このフレーベルの主張は、今日の職住分離の社会及び情報化社会においてそのまま応用されがたいであろうが、この主張の趣旨を工夫をこらして具体的に生かしていく、いな、生かしていかなければならない場面は、多々あるであろう。

また、彼は親、とくに父親に向かってつぎのように呼びかける。

私たちの語る言葉が子どもに対しなとうつろであり、生命の躍動がないことか。これを克服するために、「私たちは子どもたちと一緒に生活しよう。子どもたちをして私たち

と一緒に生活させよう」。その中で、「子どもたちから学ぼう」。「さあ、子どもたちに生きよう」⁽²⁶⁾。

フランクフルトの思い出 話がややわき道にそれるが、筆者は何回目かのドイツ訪問に先立って、あらためてフランクフルトa.M.の鉄道路線図を眺めた。Uバーンに「ホルツハウゼン通り」という駅があるのを知った。もしやフレーベルが家庭教師をしていたホルツハウゼン家とゆかりがあるのではないかと思い、さらにその都市の地図を調べると、その駅の近くに「アドルフ・ホルツハウゼン公園」がある。アドルフ・ホルツハウゼンといえば、彼が教えた3人の息子のうちの3番目と同じ人ではなかろうか。彼は一番できがよかったから、おそらくこの家の当主となったと思われる。

そう思って、フランクフルトにつくと、早速その駅におり、その公園に行ってみた。かなり広い公園である。銀行業を営んでいたホルツハウゼン家が、当時この都市で高い（あるいは一二を争う）経済的、社会的地位に立っていたであろうことが、推察された。ここは今は市街地にあるが、当時は郊外ではなかったか。そうであれば、ここはホルツハウゼン家の別荘のあったところであり、フレーベルがこの家の息子たちを親のもとから引き離して教育したところになる。

公園の片隅に、池に囲まれた邸宅がある。池を渡ってはいる橋のたもとに、ここでフレーベルが家庭教師として活動したという意味の説明板があった。そこに、彼の自伝ともされている、マイニンゲン公宛ての書簡の中の一節「自ら共に生活すること（selbst mit leben）がほんとうの教育である」が記されていた。感無量であった。

この「自ら共に生活すること」を「直接の共同生活」（unmittelbares Mitleben）とも言っている⁽²⁷⁾。この主張は、前に述べた、あの連続的発達観に拠りながら、人間という共通基盤に立って親子、大人と子ども、年長者と年少者の共同生活の回復と拡大の必要を説いたこととつながっている。

ついでに言えば、この邸宅のまわりの草原の一画で1808年、——現在、公園は大きな樹木と固い地面でおおわれて、このことは思いもよらぬことであるが——フレーベルは子どもたちと一緒に土地を耕し、「美しい植物や小さな灌木」を育て、子どもたちは妹の誕生日等にそこでできた美しい花を両親に贈ったりした。彼はこの庭を「子どもたちの小さな園」（die kleine Garten der Kinder）と呼び、まわりの草原を「神の大きな園」（der grosse Garten Gottes）と名づけていた⁽²⁸⁾。そこにすでに、1840年創立の「幼稚園」（Kindergarten）の予兆をみることができる。

このフレーベルの共同生活の強調は、今日の「共生」の思想につうじ、また今日の家庭教育の再生・回復にあたって推奨されているものと共通し、十分注目されてよいであろう。

5. 遊びは学習である

幼稚園教育要領 「幼児の遊びは重要な学習である」⁽²⁹⁾。これは、現行の幼稚園教育要領の中の

「幼稚園教育の基本」に出ている言葉である。この言葉は、平成元年の幼稚園教育要領以来現れ、フレーベルの遊びに関する考え方をよく表している。

遊びの教育的意義に関する歴史 北ヨーロッパ最大の人文主義者とうたわれるD.エラスムスは、1529年の『幼児教育論』において学習の遊戯化、つまり学習と遊びの結合を説いたが、その主張にもあらわれているように、長い間学習と遊びは別のものと考えられてきた。遊んでばかりいないで勉強しなさい、勉強ばかりしないでたまには遊びなさい、と言われてきた。これは幼児期に限定されているが、平成元年の幼稚園教育要領においてはじめて、「遊びは学習である」と言われるようになった。

この変化はどのようにして起こってきたであろうか。1762年公にされた『エミール』において、ルソーは幼年期のエミールにとって、「遊び」(jeux)も「仕事」(occupations)も同じであり、「遊びは仕事である」と語っている⁽³⁰⁾。ドイツ汎愛主義者J.H.G.ホイジンガーは、「子どもの活発な活動衝動の利用について」(1797年)及び「6歳以前の子どもの教育について」(1800年)の論文において、「遊びは活動衝動の爆発である」とか、「遊びは幼児期の学校である」とかと述べている⁽³¹⁾。

このような地点にまで来ると、フレーベルの遊びの思想、換言すれば彼の幼稚園における遊びの構想にあと一步である。

弁証法的発達観 先にフレーベルの連続的発達観について述べたが、さらに彼にはこの発達観を基調としつつも弁証法的発達観ともいえるべきものがみられる。これによって、彼は乳児期や少年期と異なる時期として幼児期を特定した。彼によれば、幼児期は子どもの側からみれば「主として遊びの時期」であり、親や教育者の側からみれば「主として教育の時期」である⁽³²⁾。ここでいう「教育」(Erziehung)とは、教科等における知識や技能等の系統的な指導としての「教授」(Unterricht)とは異なり、全人的な人格形成を意味すると考えてよいのではないか。

したがって、フレーベルにおいては、「遊びは幼児期の人間の発達の最高のレベルである」ということになる。彼は「あらゆる良いことの源は遊びにあり、遊びから湧き出てくる」と述べ、「幼児期の子どもの生命の最も美しい姿は、遊んでいる子ども——遊びに没頭している子ども——遊びの没頭の後疲れて眠りこんでいる子どもではないか」と語り、「母親よ、子どもの遊びを養い育てよ。父親よ、子どもの遊びを大切にし保護せよ」と呼びかけている⁽³³⁾。

恩物遊び 後年、フレーベルが幼稚園における遊びとして考えたものに、一つは恩物等による創造遊び、二つめは遊戯場あるいは運動場における集団的な運動遊びがあった。

恩物遊びは室内での一人一人の遊びが中心であろう。そこでは、「生活の形」、「美の形」及び「学習の形」が考えられて、創造性や社会理解や美的情操の発達や数の理解等、子どもの多方面にわたる発達が企てられた。さらに、『人間の教育』によれば、子どもたち各自が砂場で積み木等を使って思い思いのものを作り、やがて子どもたち自身の発想によって、時には意見の衝突を経験しながら、協同の作品を練りあげていく様子が、生き生きと描かれている⁽³⁴⁾。

運動遊び 運動遊びの考案は、1834年ごろ、すでにスイスのブルクドルフに亡命してきていた、近代体育の発展に貢献したドイツ人A.シュピースの影響を受けてはじめられた。ちょうどこの折、シュピースは体育等の実際の指導に、また体育理論の画期的発展に貢献することになる著述に精力的に取り組んでいた。とはいえ、フレーベルはすでに『人間の教育』において、子どもたちの集団的な運動——かけっこ、拳闘ごっこ、相撲ごっこ、ボール遊び、鬼ごっこ、戦争ごっこ、狩猟ごっこ等々——を奨励し、そのために各地域に「一つの固有の共同遊戯場」⁽³⁵⁾を設けるべきである、と提案しているほどである。

彼が考えた運動遊びには、表現遊び、動物の模倣遊び、猫とねずみ、縄跳び、行進遊び、輪投げ、席取り、リズム運動等々があるが、多くは野外での円陣遊びである。それは、一人の子どもとみんなの子どもとの関係を見てとらせ感じとらせるよう配慮された、協同的な集団遊びであった。

子ども遊び祭り フレーベルの遊びのデモンストレーションは、彼があちこちで開いた「子ども遊び祭り」である。なかでも有名であるのは、1850年8月アルテンシュタインの丘で行われた「子ども遊び祭り」である。⁽³⁶⁾近隣の市町村から300人以上の幼児及び学童、それに加えて20～25人の幼稚園教師や学校教師や親たち等々が参加した。

この丘は、貴族や上流階層の有名な避暑保養地リーベンシュタイン温泉の近くにあり、フレーベルは保養客及びその子どもたちの見学や参加をも期待していたであろう。この遊び祭りが行われた場所は、丘と言っても山と言うべきであるが、それほど高くない山の上である。そこにはマイニンゲン公の美しい別宮殿があり、その前が広い庭になっている。そこがその場所であるとみられる。

子ども遊び祭りは今日さほど珍しくはないと思われるが、当時としては注目すべきものであったであろう。確認したわけではないが、このような遊び祭りはあるいはフレーベルによって始められたであろうか。この遊び祭りで行われた遊びは、その性格上ほとんど運動遊びであったが、遊びや幼稚園に対する親や教師や市民たちの理解を深めるのに役立ったであろう。ここで、もう一度あのフレーベルの言葉を掲げておこう。

母親よ、子どもの遊びを養い育てよ。父親よ、子どもの遊びを大切にし保護せよ。

しかしなお、遊びの教育的意義、つまり今日の幼稚園教育要領にみる「幼児の遊びは重要な学習である」という考え方が一般的承認を得るまでには、さらに長い歴史が必要であった。あるいは、今日もなお必要である、と言わなければならないかもしれない。

おわりに

これまで、ごく限られた人々ではあるが、教育思想史上先哲と言ってもよいような教育思想家の家庭教育にかかわる考え方や提言等を、今日の問題状況を念頭において、ほぼ時代順に紹

介しかつ考察してきた。当時の状況下での発言は、今日では的外れで、そのまま生かしていくことはできないというものもあるであろう。あるいは、その後の歴史の中ですでに一般の承認を得て、常識となっているものもあるであろう。

私たちは、まず、彼らが家庭教育にかかわってどれだけ当時の時代状況の下で問題関心を抱き、思想的努力を重ねたかに思いをいたすことが大切ではなかろうか。その上で、つぎに、彼らの考えや提言等を、この小論が意図したことでもあるように、今日に翻案し、そこになお彼らから学ぶべきものはないか、考えてみたい。例え学ぶべき新しい内容がないにしても、家庭教育の在り方のいくつかについてあらためてその重さを自覚させられ、そこからあらためて検討しなおしてみるということがあるのではなかろうか。

この小論が、これらのことにいささかでも寄与できておれば、筆者として満足である。

（注）

- （1） 毎日新聞，2000年2月8日。
- （2） 日本教育新聞，2000年9月15日。
- （3） 毎日新聞，1993年9月13日。
- （4） 同上，1997年4月21日。
- （5） 日本女子社会教育会編『家庭教育に関する国際比較調査報告書—子どもと家庭生活についての調査—』日本女子社会教育会，1995年，207ページ。
- （6） 毎日新聞，1996年6月5日。
- （7） 日本教育新聞，1997年10月11日。
- （8） 小塩節著『ドイツの家庭—家庭とは何かを考える—』青娥書房，1981年，100ページ参照。
- （9） 「家の子」や「家の宝」と言えば，子どもを家の存続・発展の立場からとらえる，封建制度上の家制度が連想され，封建的なニュアンスをもつであろう。
- （10） ペスタロッチー著・前原寿・石橋哲成訳『ゲルトルート教育法・シュタンツ便り』玉川大学出版部，1987年，34ページ。
- （11） ペスタロッチー著・梅根悟訳『政治と教育—隠者の夕暮他—』明治図書，1965年，11ページ。
- （12） 同上，13ページ。
- （13） 同上，28ページ。
- （14） 前原・石橋訳，前掲書。
- （15） 梅根訳，前掲書，23ページ。
- （16） 当時の西ドイツの基本法は，今日，統一ドイツのそれになっている。
- （17） J. Locke ; On Politik and Education, D. Van Nostrand Company, New York 1947, p.107.
- （18） Ibid.
- （19） Cf. Locke, op. cit., p.104.
- （20） フレーベル著・岩崎次男訳『人間の教育 1』明治図書，1960年，22ページ参照。
- （21） 同上，13ページ。わかりやすくするために，原文にもとづいて若干書き改めてある。
- （22） 同上，14ページ。
- （23） Cf. J.-J. Rousseau ; Émile ou de l'Éducation, Édition Garnier Frères, Paris 1951, pp.174-175.
- （24） 岩崎訳，前掲書，33ページ参照。
- （25） 同上，80ページ。わかりやすくするために，原文にもとづいて若干書き改めてある。
- （26） 同上，83-84ページ参照。

- (27) Cf. W. Lange ; Friedrich Fröbel's gesammelte pädagogische Schriften, 1. Abt., 1. Bd., Biblio Verlag, Osnabrück 1966, S. 80 und S. 89.
- (28) Ibid., S. 91.
- (29) 正確には、「幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習である」となっている。
- (30) Cf. Rousseau, op. cit., p. 179.
- (31) 世界教育史研究会編『幼児教育史 I』講談社, 1974年, 59ページ参照。
- (32) 岩崎訳, 前掲書, 88ページ参照。
- (33) 同上, 50-51ページ参照。
- (34) 同上, 99-101ページ参照。
- (35) 同上, 102-104ページ参照。
- (36) この祭りについては, Lange, op. cit., 2. Abt., SS. 527-558に収載されている一論文 “Das Spiel-fest auf dem Altenstein” が, 具体的に描いている。